

## 議案第2号

久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場  
の変更について（久喜市決定）

## 久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更（久喜市決定）

1. 都市計画ごみ焼却ごみ処理場中 1号菖蒲清掃センターを 1号久喜市ごみ処理センターに名称を改め、次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却 ごみ処理場名			
1	久喜市ごみ処理センター	久喜市菖蒲町台字向野	約 4.1ha	ごみ焼却能力 155t/日 ごみ処理能力 11t/日

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

本市から排出されるごみは、現在、久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センターの3つの清掃センターで処理しておりますが、いずれの施設も竣工から長い年月が経過し、施設の老朽化への対応や施設運営の効率性の改善を図ることが喫緊の課題となっております。

これらを踏まえ、安全で安定した廃棄物処理を継続するため、久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、3つの施設を集約した新たなごみ処理施設を整備することとしております。

新たなごみ処理施設の建設地については、菖蒲清掃センターの敷地を活用し、新たなごみ処理施設は既存施設を稼働させながら整備する計画としておりますが、現状の敷地面積では新たな施設を建設する余地がないことから、名称の変更とともに、一部区域を変更するものです。

## 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更についての理由を示したものです。

### I. 久喜都市計画区域の位置等

久喜都市計画区域は、都心から約50km圏、埼玉県の一部に位置しています。久喜都市計画区域に含まれる土地の区域は、久喜市の行政区域の全域です。

#### 【菖蒲清掃センター】

本施設は、久喜市菖蒲町台字向野に位置し、面積約1.5haのごみ焼却ごみ処理場です。

### II. 変更の理由

本市から排出されるごみは、現在、久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センターの3つの清掃センターで処理しておりますが、いずれの施設も竣工から長い年月が経過し、施設の老朽化への対応や施設運営の効率性の改善を図ることが喫緊の課題となっております。

これらを踏まえ、安全で安定した廃棄物処理を継続するため、久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、3つの施設を集約した新たなごみ処理施設を整備することとしております。

新たなごみ処理施設の建設地については、菖蒲清掃センターの敷地を活用し、新たなごみ処理施設は既存施設を稼働させながら整備する計画としておりますが、現状の敷地面積では新たな施設を建設する余地がないことから、名称の変更とともに、一部区域を変更するものです。

### III. 変更の内容

名 称	位 置	面 積	変 更 内 容
久喜市ごみ処理センター	久喜市菖蒲町台字向野	約4.1ha	・名称の変更 ・区域の変更 ・面積の変更 ・焼却能力および処理能力の変更
(菖蒲清掃センター)	—	(約1.5ha)	—

新旧対照表

	番号	名 称	位 置	面 積	備 考
		ごみ焼却 ごみ処理場名			
新	1	<u>久喜市ごみ処理センター</u>	久喜市菖蒲町台字向野	約 4.1ha	<u>ごみ焼却能力 155t/日</u> <u>ごみ処理能力 11t/日</u>
旧	1	<u>菖蒲清掃センター</u>	久喜市菖蒲町台字向野	約 1.5ha	<u>ごみ焼却能力 30t/日</u> <u>ごみ処理能力 10t/日</u>



